

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
愛知用水総合管理所長 小栗幸樹
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|--|
| 1 件 名 | 総合管理所外消防設備点検等業務【オープンカウンター方式】 |
| 2 施 行 場 所 | 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山25番地の25
愛知用水総合管理所外23箇所 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加条件 | 下記に掲げる全ての条件を満たしている者であること。
①愛知県に本店、支店又は営業所等が存すること。
②機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分「設備の保守・点検管理」の認定を受けており、かつ、営業品目の「冷暖房防火排煙設備」に登録していること。 |
| 3 見積書等 | |
| 1)様式等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、
ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2)提出方法 | FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3)提出期限 | 令和8年7月31日 13:00 まで |
| 4)提出先 | 独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所(総務課 犬田)
FAX : 0561-39-5464
メールアドレス : nyukei_aichi@water.go.jp |
| 5)質問書
提出期限 | 令和8年7月23日 13:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 6)見積回数 | 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和8年8月3日13:00まで とします。 |
| 7)その他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見積結果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| 5 その他 | |
| 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。 | |

総合管理所外消防設備点検等業務 仕様書

令和8年7月

独立行政法人水資源機構
愛知用水総合管理所

1. 適用 この仕様書は、総合管理所外消防設備点検等業務(以下「本業務」という。)に適用する。
2. 業務の目的 本業務は、消防法及びその他関係法令に基づき、独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所外23箇所の消防設備の点検等を実施するものである。
3. 業務場所 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山25-25
独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所 外23箇所
※詳細は、別紙1「点検施設名及び住所一覧表」のとおり
4. 業務期間 契約締結の日の翌日から令和9年3月31日までとする。
5. 業務内容 上記3. 業務場所における消防設備等の総合点検(年1回)及び機器点検(年2回)を実施するものとする。
また、誘導灯の球切れ修繕(⑭美浜揚水機場)並びに消火器の取替(⑥三好宿舎(No.1~4)⑦日進宿舎(No.1~3)、⑮半田宿舎(No.1~4))を併せて実施するものとし、これらは1回目の点検時に実施するものとする。(詳細は別紙2のとおり)
さらに、誘導灯の球切れ修繕に関しては、2027年をもって蛍光ランプの製造・輸出入が禁止になることから、現時点で球切れのみられる箇所についてはC級誘導灯本体及び表示板へ交換を行うこととする。
6. 業務数量 別紙2「点検設備一覧表」のとおりとする。
7. 暴力団関係業者の排除に関する協力 受注者は、本業務の履行に際して暴力団等からのあらゆる不当介入(不当要求)又は業務妨害に対して断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上の必要な協力を行わなければならない。
また、担当職員等とも連絡を密にとり、工程等に被害が生じた場合は協議するものとする。
8. その他 ・業務上知り得た情報については、第三者に漏らしてはならない。
・点検実施日時等については担当職員と調整するものとし、点検実施後にはその都度、点検結果報告書を作成し、担当職員へ提出するものとする。
・業務中に機器等の不具合等を発見した場合は速やかに担当職員に報告し、別途協議するものとし、受注者の判断で修理等を行わないこととする。また、業務数量に変更があった場合及び消耗部品等の交換についても同様とする。
・当該報告により発注者が修理等の指示をする場合には、業務内容並びに請負代金の変更を行うものとする。
・この仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、必要に応じ、受注者発注者との間で協議するものとする。
・請負代金の支払いについては各年度の業務完了毎に行うものとする。

点検施設名及び住所一覧表

施 設 名	住 所
① 独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山25-25
② 東郷発電所	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪畑尻10-2、13
③ 長久手書庫	愛知県長久手市塚田1309
④ 田辺書庫	愛知県名古屋市瑞穂区田辺通4-13
⑤ 権代揚水機場	愛知県長久手市岩作大根地内
⑥ 三好宿舎	愛知県みよし市黒笹1-3-13
⑦ 日進宿舎	愛知県日進市赤池5丁目1607
⑧ 下流管理所	愛知県常滑市金山字石坂201
⑨ 半田宿舎	愛知県半田市吉田町4丁目125-2
⑩ 東浦揚水機場	愛知県東海市加木屋町南鹿持11
⑪ 東海倉庫	愛知県東海市加木屋町釜ヶ谷47-4
⑫ 桜鐘CH予備発電機室	愛知県知多市佐布里字中ノ脇地内
⑬ 白沢揚水機場	愛知県知多市佐布里字上加世端21
⑭ 植大揚水機場	愛知県常滑市矢田字石田260
⑮ 半田揚水機場	愛知県常滑市久米字東笠松236-1
⑯ 板山揚水機場	愛知県常滑市樽水字蓮ヶ池105
⑰ 西阿野揚水機場	愛知県常滑市西阿野字須賀廻間7
⑱ 古場揚水機場	愛知県常滑市古場字茄子田9-31
⑲ 鍋山揚水機場	愛知県常滑市大谷字菖蒲池17
⑳ 小鈴谷揚水機場	愛知県常滑市大谷字坂森38-57
㉑ 大脇揚水機場	愛知県常滑市広目字竹の奥61-1
㉒ 野間内海揚水機場	愛知県知多郡美浜町大字河和字亀ヶ坪23
㉓ 西谷揚水機場	愛知県知多郡美浜町大字河和字南橘田101-21
㉔ 美浜揚水機場	愛知県知多郡美浜町大字古布字善切34

令和8年度点検設備一覧表

R8	場所	設 備 内 訳	数量	単位	備 考
①		独立行政法人水資源機構 愛知用水総合管理所			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	17	本	2018年製(ハツタPEP-10N)16本 2025年製(ヤマトYA-10NX)1本
		【自動火災報知設備】			
		P型1級 15回線受信機	1	面	
		電源装置	1	式	
		副受信機	2	台	
		P型1級 発信機	6	ヶ所	
		表示灯	6	ヶ所	
		音響装置	6	ヶ所	
		差動式スポット型感知器	50	ヶ所	
		定温式スポット型感知器	10	ヶ所	
		煙式スポット型光電式感知器	27	ヶ所	
		【避難器具】			
		避難はしご	4	台	
②		東郷発電所			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	3	本	2016年製(ドライPAN-10AWD)
		【誘導灯】			
③		長久手書庫			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	14	本	2015年製(モリタME10AL)×6 2016年製(ドライPAN-10AWD)×2 2022年製(ヤマトYA-10NX)×6
④		田辺書庫			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	2	本	2022年製(ヤマトYA-10NX)×2
⑤		権代揚水機場			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	1	本	2022年製(ヤマトYA-10NX)×1
⑥		三好宿舍			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	2	本	2022年製(ヤマトYA-10NX)×2
		住宅用粉末ABC消火器(蓄圧式)	4	本	2018年製(ヤマトYA-5PX)×4
⑦		日進宿舍			
		【消火器】			
		住宅用粉末ABC消火器(蓄圧式)	3	本	2018年製(ヤマトYA-5PX)×3

R8	場所	設 備 内 訳	数量	単位	備 考
⑧		下流管理所			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	11	本	2019年製(ドライPAN-10AWD)×11
		【誘導灯】			
		C級誘導灯(配線含む)	2	ヶ所	
⑨		半田宿舎			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	2	本	2022年製(ヤマトYA-10NX)×2
		住宅用粉末ABC消火器(蓄圧式)	4	本	2018年製(ヤマトYA-5PX)×4
⑩		東浦揚水機場			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	5	本	2019年製(ドライPAN-10AWD)×5
		【誘導灯】			
		C級誘導灯(配線含む)	4	ヶ所	
⑪		東海倉庫			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	2	本	2019年製(ドライPAN-10AWD)×2
⑫		桜鐘CH予備発電機室			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	1	本	2024年製(ドライPAN-10AWD)
⑬		白沢揚水機場			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	1	本	2019年製(ドライPAN-10AWD)×1
⑭		植大揚水機場			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	2	本	2019年製(ドライPAN-10AWD)×2
		【誘導灯】			
		C級誘導灯(配線含む)	2	ヶ所	
		小型誘導灯(配線含む)	1	ヶ所	
⑮		半田揚水機場			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	2	本	2019年製(ドライPAN-10AWD)×2
		【誘導灯】			
		中型誘導灯(配線含む)	2	ヶ所	
		小型誘導灯(配線含む)	4	ヶ所	
⑯		板山揚水機場			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	1	本	2019年製(ドライPAN-10AWD)×1
⑰		西阿野揚水機場			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	1	本	2019年製(ドライPAN-10AWD)×1

R8	場所	設 備 内 訳	数量	単位	備 考
⑮		古場揚水機場			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	1	本	2021年製(ハツタPEP-10N)×1
⑯		鍋山揚水機場			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	1	本	2019年製(ドライPAN-10AWD)×1
⑰		小鈴谷揚水機場			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	1	本	2019年製(ドライPAN-10AWD)×1
⑱		大脇揚水機場			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	1	本	2019年製(ドライPAN-10AWD)×1
㉒		野間内海揚水機場			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	1	本	2019年製(ドライPAN-10AWD)×1
㉓		西谷揚水機場			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	1	本	2019年製(ドライPAN-10AWD)×1
㉔		美浜揚水機場			
		【消火器】			
		ABC粉末消火器(蓄圧式)10型	2	本	2019年製(ドライPAN-10AWD)×2
		【誘導灯】			
		小型誘導灯(配線含む)	2	ヶ所	誘導灯取替:1箇所(1階)

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、見積書の下部か、FAXを送信していただく際の送信表の通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
 △△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。